

神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会 学生と連携した弁当開発及び販売業務委託仕様書

1 業務の目的

2024年5月に開催される神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会（以下、「本大会」とする。）に多くの観客が来場し、また来場した観客が本大会をより楽しめるよう、国際色豊かな食の販売事業を実施する。

2 業務の内容

上記業務目的に向けて、下記について具体的な業務内容を企画提案し実施する。

(1) 神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会組織委員会（以下、「組織委員会」とする。）が指定する大学と連携した下記の特別メニューの開発。

- ①国際色豊かなワールド弁当
- ②神戸市・兵庫県の食材を使用したローカル弁当

なお、①②を実現するため、12月上旬に、組織委員会が指定する大学の学生と受託者との間で面談を行うこと。

(2) 競技会場における観客向け飲食物等販売の実施。なお、詳細は以下の通りとする。

- ①営業日 5月17日(金)～5月25日(土)
- ②営業時間 9:00～20:00（なお、12:00から17:00までの間の営業時間については、組織委員会と受託者が協議の上、決定するものとする）
- ③営業場所 ユニバー記念競技場2階コンコース内ブース1か所
- ④販売品目
 - ア 前項（1）に掲げる特別メニューとして受託者が開発・製造したもの
 - イ 飲み物(アルコール類、ソフトドリンク)(銘柄指定を行う場合がある)
 - ウ その他当事者間で協議の上決定した品目
- ⑤販売価格(内税)
組織委員会と受託者が協議の上、決定するものとする。

(3) 組織委員会が実施する本大会に向けてのPR活動への協力。

3 業務遂行にあたっての留意事項

- (1) 業務着手にあたり、具体的な実施内容・実施計画（スケジュール・実施体制等）について、組織委員会と十分な協議の上、実施計画書を提出すること。また、業務の実施状況により、変更がある場合は、組織委員会と十分な協議の上、変更実施計画書を提出すること。
- (2) 業務の進捗状況について組織委員会に適宜報告する等、常に組織委員会との連携を密にして業務にあたること。
- (3) 受託者は、本業務に適用される全ての法令を遵守し、業務の遂行に許認可等が必要となる場合は、自らの負担において取得等すること。なお、許認可等の取得に組織委員会の協力が必要な場合、組織委員会は

適宜協力するものとする。

- (4) 食品衛生に関する法令(地方自治体が定める条例を含む)を遵守の上、業務に関連する保健所の指導を仰ぎ、食中毒防止を図るなど、大会期間中の食の安全衛生の徹底に努めること。
- (5) 業務遂行中に発生した事故については、速やかに事務局に報告すること。
- (6) 業務遂行中の事故等に備え、あらかじめ保険に加入する等の対策をとること。なお、業務遂行中に発生した事故によって第三者の権利を侵害した場合の一切の責任は、その権利の侵害が組織委員会の責に帰すべき理由により生じたものである場合を除き、受託者が負うものとする。
- (7) 組織委員会が掲げる、基本理念の実現に向けた 5 つの柱の考え方に沿って、フードロスの削減、環境負荷の低減等に努めること。
- (8) 業務遂行に必要な消耗品及び備品その他経費は、受託者が調達しなければならない。なお、調達に要する費用は受託者が負担するものとする。
- (9) 気象警報や防災指令等が発令された場合、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために対策が必要と判断した場合は、組織委員会から中止や延期等を求める場合がある。

4 報告書(成果物)の提出

- (1) 売上金に関する報告書(提出期限:2024年5月31日)
受託者は、販売数及び売上金について検証し、それらの内容を記載した報告書を作成し、業務終了後、データを記録媒体(USB等)に保存し、指定の期日までに提出すること。
- (2) 活動状況に関する報告書(提出期限:2024年6月28日)
受託者は、当日の業務遂行状況を記載した報告書及び当日の実施状況が分かる写真を、業務終了後、データを記録媒体(USB等)に保存し、指定の期日までに提出すること。

5 委託期間

契約締結日から2024年6月28日まで

6 委託業務の履行場所、作業場所等

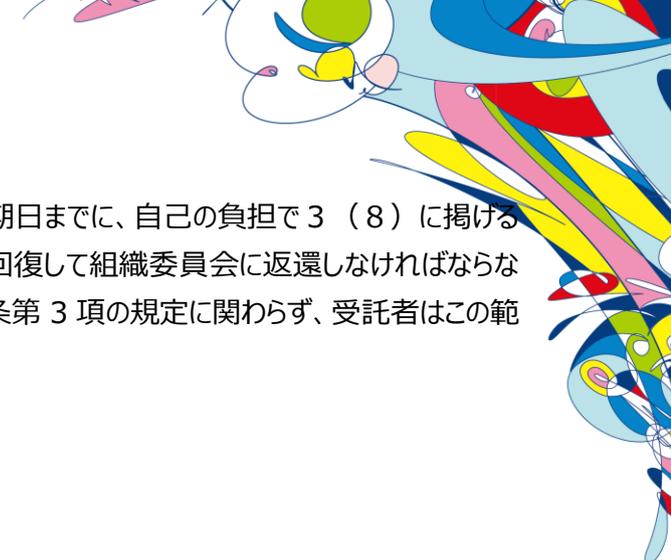
競技会場ほか、その他委託業務の実施に関連する場所

7 対価

0円(受託者は、観客等に飲食物を提供する際に、その対価を得ることが出来る)

8 原状回復義務

- (1) 原状回復義務
契約期間が満了し、または契約約款に記載の規定により契約が解除され若しくは失効したときは、受託者は



組織委員会の指示するところに従い、組織委員会の指定する期日までに、自己の負担で3（8）に掲げる消耗品及び備品を撤去し、営業場所及びこの周辺を原状に回復して組織委員会に返還しなければならない。ただし、組織委員会が認める場合は、委託契約約款 20 条第 3 項の規定に関わらず、受託者はこの範囲において原状回復の義務を免れる。

9 留意事項

(1) 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任者を置くこと。

(2) 実施環境

本業務を実施するうえで必要となる機材や実施環境については、本件受託者において準備することとする。

(3) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、組織委員会の承諾を得たときは、この限りではない。

(4) 法令等の遵守

実施に当たっては、法令を遵守すること。

また、業務遂行にあたり個人情報を取り扱う際は、「神戸市セキュリティポリシー」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

(5) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(6) 権利の帰属

本大会に関する全ての権利は大会の主催者である国際パラリンピック委員会（以下、「IPC」とする）に帰属する。受託者は、本業務の遂行にあたり、IPC 及び本大会のスポンサーの権利を侵害してはならない。

(7) 第三者の権利侵害

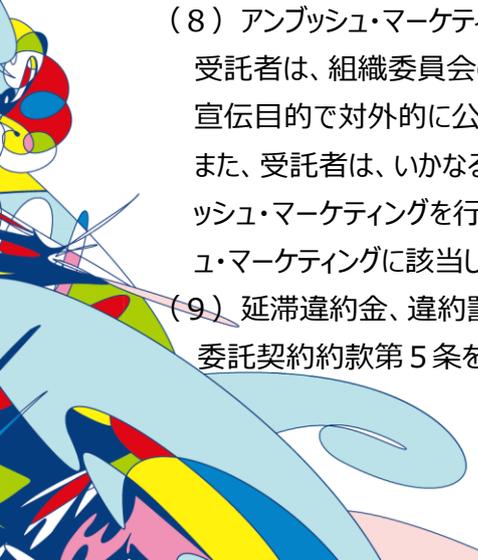
受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

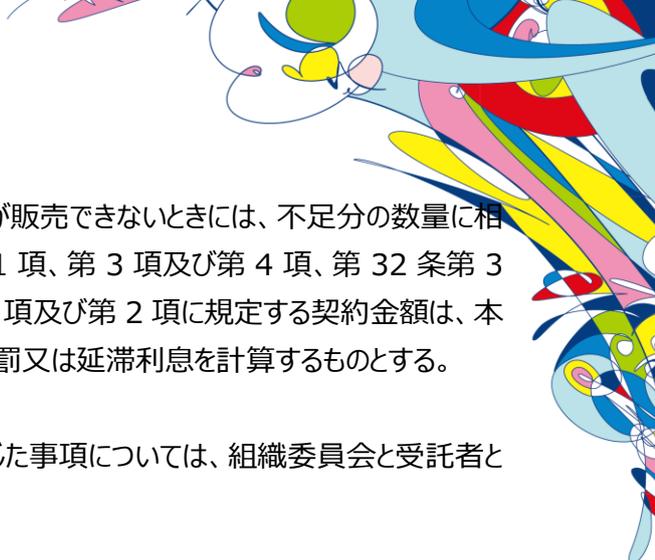
(8) アンブッシュ・マーケティングの禁止

受託者は、組織委員会の書面による承諾がない限り、本業務を受託した事実その他本大会との関係性を、宣伝目的で対外的に公表（当該事業における受託者自身のロゴ使用を含む）してはならないものとする。また、受託者は、いかなる態様であれ、アンブッシュ・マーケティングを行い、または意図的に第三者をしてアンブッシュ・マーケティングを行わせてはならない。なお、法令等に基づき製造者名等を記載することは、アンブッシュ・マーケティングに該当しないものとする。

(9) 延滞違約金、違約罰又は延滞利息の計算

委託契約約款第 5 条を適用除外とし、組織委員会と受託者が協議の上決定した、3(2)①に規定の各日





に準備すべき3(2)④に規定する品目の最低数量を受託者が販売できないときには、不足分の数量に相当する金額を組織委員会に支払うこととするほか、第31条第1項、第3項及び第4項、第32条第3項及び第5項、第33条第4項及び第5項、第34条第1項及び第2項に規定する契約金額は、本仕様書に関わらず、1,000万円として、その延滞違約金、違約罰又は延滞利息を計算するものとする。

(10) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については、組織委員会と受託者とが協議して定めるものとする。

(11) 帳簿等の保管

受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかなければならない。

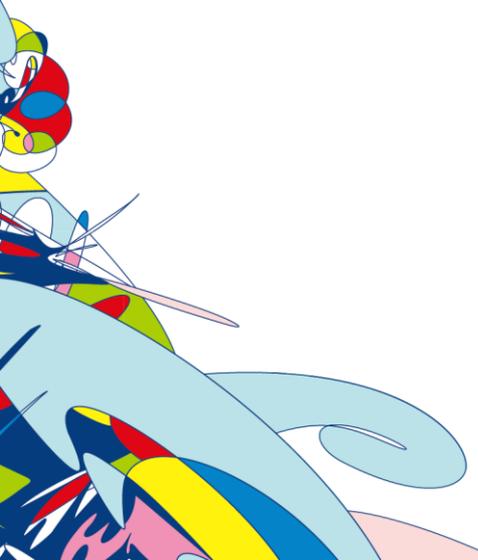
(12) その他

組織委員会は、感染症拡大防止等のため、事業の中止を求めることができる。

10 検査

納品書（履行届）の提出後、10日以内に検査を実施する。

※ 履行届は契約期間内に提出し、検査を受けること。



《参考》

■大会概要

- ・大会期間（予定） 2024年5月17日（金）～5月25日（土）
※ 競技は午前と午後に分けて実施予定。（時間は変更となる場合がある）
午前の部が 9:00～12:00、午後の部が 17:00～20:00
- ・競技会場 神戸総合運動公園 ユニバー記念競技場（兵庫県神戸市須磨区緑台）
- ・参加国地域 約 100 カ国・地域
- ・選手数 約 1,300 名（うち約 400 名が車いす利用者）
- ・公用語 英語、日本語

■大会 基本理念

